

8.報告事項

～福津市児童家庭相談の現状と取組について～

【現状】

福津市（令和 7 年 3 月 31 日現在）

人口 69,200 人 18 歳未満人口 13,597 人 18 歳未満人口比率 19.65%

≪福津市における要保護・要支援児童・特定妊婦数(令和 5 年度)≫

○要保護児童 90 名(18 歳未満人口の 0.66%)

(福間中校区：39 名 福間東中校区：26 名 津屋崎中校区：25 名)

○要支援児童 381 名(18 歳未満人口の 2.8%)

(福間中校区：177 名 福間東中校区：108 名 津屋崎中校区：96 名)

○特定妊婦 35 名

特定妊婦について補足です。判定については、まず、母子手帳交付時の聞き取りで得た情報を基に、子育て世代包括支援課がチェックシートを用いて「支援が必要な妊婦」のスクリーニングを行っています。「支援が必要な妊婦」のうち、特定の項目にチェックがついた妊婦については、こども課と子育て世代包括支援課が合同で開催する「こども包括会議」において、特定妊婦として受理するかどうかを個別に判定しています。特定妊婦に該当した場合はこども課と子育て世代包括支援課が連携して支援を行います。特定妊婦に該当しなかった妊婦は、支援が必要な妊婦として引き続き子育て世代包括支援課が支援していきます。

※要保護児童：児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項

保護者のない児童又は、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童

要支援児童：児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第 8 項に定める要保護児童に該当するものを除く)

特定妊婦：児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

市町村子ども家庭支援指針

「若年(10代)」、「精神科受診歴」、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」、「被虐待歴」、「経済的困窮」、「DVを受けている」など、複数のリスク因子が複雑に絡み合い、出産後の養育が極めて困難となることが妊娠中から見込まれている妊婦

《児童虐待について(令和6年度)》

○児童虐待相談件数 384 件（前年比 108.8%）

うち	身体的虐待	106 件
	心理的虐待	205 件
	性的虐待	16 件
	ネグレクト	55 件

→昨年より、30 件増えています。身体的虐待のみ減少し、身体的虐待以外の虐待が全て増加しました。昨年同様夫婦喧嘩による面前 DV の通告や、親の精神疾患や児童の発達障害等で虐待になるケースが多くみられます。更に性的虐待に認識も高まりつつあり通告のケースも増えてきました。通告の相談経路は「学校」が最も多く、次いで子育て世代包括支援課などの「保健センター」、その次に「保育所・幼稚園」となっています。

【取組み】

《こども家庭センターについて》

令和6年4月より、こども家庭センターとして全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、児童福祉と母子保健が一体的に相談支援を行っています。また、統括支援員を中心に定期的にこども包括会議を開催し、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、こどもについての情報共有や対応方針の検討を行っています。乳幼児健診未受診やこどもに会えない状態が続く場合についても、こどもの安全確認や支援が必要な家庭への働きかけができるよう、引き続き取り組んでいきます。

《宗像児童相談所との連携について》

令和6年度は8月の要保護児童対策地域協議会実務者研修会で宗像児童相談所に講師を依頼し、福岡地方検察庁、福岡児童相談所からもお越しいただき、「こどもの異変に気付いた時の初動対応について」というテーマでご講演いただきました。小中学校、教育委員会、児童委員会、幼稚園、保育園などから多数の参加があり、虐待の発見や初期対応についての理解を深めることができました。

《学校との連携について》

令和6年度は11月の要保護児童対策地域協議会実務者研修会で福岡県立大学の奥村准教授を講師にお迎えして、「愛着形成に課題を抱える親子へのアプローチ」というテーマでご講演いただきました。支援を必要とする家庭に対してのアプローチや関係機関の連携について理解を深めることができました。

また、令和6年度からは、定期的開催される学校主催の関係機関連携会議に出席し、支援が必要なこどもや家庭の情報共有に取り組んでいます。

《関係機関との連携について》

令和2年度から行われていた宗像警察署・宗像児童相談所・宗像市との「宗像・福津児童虐待防止プロジェクト」は、連携強化という目的達成のため令和5年度をもって発展的解消にいたりました。しかし、例年11月の児童虐待防止推進月間に行っているJRの2駅での虐待防止呼びかけ運動については令和6年度も継続しており、主任児童員・青少年指導員等の地域の方々にもご協力いただきました。児童虐待防止推進月間では市内公共施設、小中学校、幼稚園・保育園、学童保育所、医療機関など様々な機関にポスター掲示やチラシの設置等のご協力をいただきました。今後も虐待防止の啓発活動等を通して、様々な機関との連携を深めていきたいと考えています